審查基準,標準処理期間整理票

処分の内容		指定排水設備工事店の指定				
根拠法令及び条項		蓮田市下水道条例第8条				
	■ 有(第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無(根拠:第4条第2項第 号に該当)					
	公表 ■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)					
審查基準	蓮田市门	(※審査基準を公表する場合 水道条例第8条 治定排水設備工事店規程第3条		。)		
審査基準設定年月日		平成9年10月1日	審 査 基 準 最終変更年月日	年	月	日
標準処理期間		■ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求があった日の翌日から起算して30日以内) □ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)				
標準処理期間 設定年月日			標準処理期間 最終変更年月日	年	月	日
所管部署		上下水道部 下水道課				
備考						

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

○蓮田市下水道条例

(排水設備等の工事の実施)

- 第8条 排水設備等の新設等の工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)は、管理者が 定めるところにより、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した 工事施行業者(以下「指定排水設備工事店」という。)でなければ行ってはならない。 ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
 - ○蓮田市指定排水設備工事店規程

(指定の基準)

- **第3条** 管理者は、指定排水設備工事店の指定(以下「工事店の指定」という。)を受けようとする者が次に掲げる要件に適合していると認めるときは、その者に対し、工事店の指定をするものとする。
 - (1) 専属する責任技術者が1人以上いること。
 - (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
 - (3) 埼玉県内に営業所又は店舗があること。
 - (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 第11条第2項の規定により工事店の指定を取り消され、その取消しの日から2年 を経過していない者
 - ウ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相 当の理由がある者
 - エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - オ 法人であって、その代表者又はその他の役員のうちにアからエまでのいずれかに 該当する者があるもの